

利用料金表

平戸荘グループホーム

平成29年4月1日

(単位:円)

	介護報酬負担	医療連携加算	夜間支援体制加算	サービス提供体制強化加算(Iロ)	食材費	居室費	光熱費	管理費	1日あたり合計	30日利用料金	31日利用料金
要支援2	755	39	50	12	1,000	750	100	30	2,736	82,080	84,816
要介護1	759	39	50	12	1,000	750	100	30	2,740	82,200	84,940
要介護2	795	39	50	12	1,000	750	100	30	2,776	83,280	86,056
要介護3	818	39	50	12	1,000	750	100	30	2,799	83,970	86,769
要介護4	835	39	50	12	1,000	750	100	30	2,816	84,480	87,296
要介護5	852	39	50	12	1,000	750	100	30	2,833	84,990	87,823

※処遇改善加算(I)は含まれていません。

加算項目

加算種別	要件	単位(円)
初期加算	入居した日から起算して30日以内の期間。	30/日
医療連携加算	①施設職員として看護師を1名以上確保している。 ②看護師により24時間連絡体制を確保している。 ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居者又は家族等に対して、当該指針の内容に同意を得ている。	39/日
(新)夜勤支援体制加算	夜間帯において宿直職員を配置している場合。	50/日
サービス提供体制強化加算(Iイ)	介護職員のうち、介護福祉士が60%以上である。	18/日
サービス提供体制強化加算(Iロ)	介護職員のうち、介護福祉士が50%以上である。	12/日
サービス提供体制強化加算(II)	介護職員のうち、常勤の占める割合が75%である。	6/日
サービス提供体制強化加算(III)	介護職員のうち、勤続年数が3年以上である者が30%以上である。	6/日
介護職員処遇改善加算I	所定単位数にサービス別加算率(11.1%)を乗じた単位数で算定。	
介護職員処遇改善加算II	所定単位数にサービス別加算率(8.1%)を乗じた単位数で算定。	
介護職員処遇改善加算III	所定単位数にサービス別加算率(4.5%)を乗じた単位数で算定。	
介護職員処遇改善加算IV	介護職員処遇改善加算III(一単位未満の端数四捨五入)×0.9%	
介護職員処遇改善加算V	介護職員処遇改善加算III(一単位未満の端数四捨五入)×0.8%	
認知症専門ケア加算(I)	認知症介護実践リーダー研修修了者を有し、所定の基準を満たしている場合。	3/日
認知症専門ケア加算(II)	認知症介護実践リーダー研修・認知症介護指導者研修修了者を有し、所定の基準を満たしている場合。	4/日
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合。	60/日
看取り介護加算	①医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。 ②利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されている。 ③医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われている。	144/日 ※死亡日以前30日を上限とする。
退居時相談援助加算	退居時において福祉・保健医療サービスについて相談援助を行った場合。	400/回

※上記加算項目の要件にて職員体制、ご利用者様の状態の変化等により加算・減額が生じる場合がありますのでご了承ください。

食材費(¥1,000)の内訳は朝食¥250、昼食¥400、夕食¥350となっております。